別記様式第37号

(表)

地方税法第364条第5項の固定資産税納税通知書

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 第　　　　　号 | 納税者 | 住所 | 　 |
| 　　　年度 | 氏名 | 　 |
| 普通税 | 固定資産税 | 百 | 十 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 |
| 　1　固定資産税決定の明細 |
| 税額 | 区分 | 価格 | 課税標準額 | 税率 | 税額 | 徴収税額 |
| 土地 | 　 | 円 | 　 | 　 | 　 |
| 家屋 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 償却資産 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 合計 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　2　各納期の納付額及び納期限 |
| 期別 | 納付額 | 納期 |
| 第1期 | 　 | 　　　　年　　月　　日から　　　　年　　月　　日まで |
| 第2期 | 　 | 　　　　年　　月　　日から　　　　年　　月　　日まで |
| 第3期 | 　 | 　　　　年　　月　　日から　　　　年　　月　　日まで |
| 第4期 | 　 | 　　　　年　　月　　日から　　　　年　　月　　日まで |
| 納付場所 | 　 | 　 |
| 　上記のとおり各納期によって納めてください。　　　　　　年　　月　　日長門市長　　　　　　　　　 |

(裏)

1　この納税通知書は、地方税法(以下「法」という。)第364条第5項の規定によって徴収する固定資産税の納税通知書として交付されるものであって、法第364条第5項の固定資産以外の固定資産に対する固定資産税については、別に固定資産税の納税通知書が交付されます。

2　この納税通知書に記載された課税標準額は、その固定資産に係る前年度の固定資産税の課税標準である価格(法第349条の3の規定の適用を受ける固定資産にあっては、その固定資産の価格にそれぞれ同条各項に定める率を乗じて得た額をいい、法第349条の4又は第349条の5の規定の適用を受ける償却資産にあっては、これらの規定によって市町村が前年度の固定資産税の課税標準とすべき額をいう。以下同じ。)であり、また納税通知書に記載された税額は、この納税通知書に記載された課税標準額によって仮に算定した税額(以下「仮算定税額」という。)です。

3　「徴収税額」は、仮算定税額の2分の1の範囲内の額であり、「各納期の納付額」は、仮算定税額を納期の数で除して得た額の範囲内の額であります。この納税通知書によって徴収する固定資産税の総額は、「徴収税額」を超えることができないことになっています。

4　法第389条第1項の規定によって固定資産の価格等の通知が行われた場合においては、その通知に基づいて算定した当該年度分の固定資産(以下「本算定税額」という。)を徴収することとなります。この場合において、既に賦課した税額が本算定税額に満たない場合においては、法第389条第1項の規定による通知が行われた日以後の納期において、その不足税額を追徴し、既に徴収した税額が本算定税額を超える場合においては、法第17条の規定の例によって、その過納額を還付し、又は未納に係る地方公共団体の徴収金に充当します。

5　この納税通知書の記載事項に不服がある場合にあっては審査請求を、当該年度分の固定資産税額が仮算定税額の2分の1に相当する額に満たないこととなると認められる場合にあっては固定資産税額の修正の申出を、それぞれ納税通知書を受け取った日の翌日から起算して３箇月以内に市長にすることができます。

6　各納期までに税金を納付しなかった場合においては、督促及び滞納処分が行われるほか、法律の定めるところによって延滞金が徴収されます。